

10 健康福祉

1 介護保険事業計画・高齢者福祉計画

介護保険制度は、平成 12 年創設以降、すでに社会保障制度として定着しています。しかし、制度を支える介護給付費の伸びは、全国的な問題となっています。制度を持続可能なものとするため、平成 18 年度からは、介護予防・地域ケアの施策を重視する見直しが行われました。平成 27 年度からは、地域包括ケアシステムの構築を重点施策として、認知症施策の推進、また、費用負担の公平化の観点から大きな制度改正が行われています。

平成 27 年度からの第 6 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（安心・いきいきプラン松本）は、団塊の世代が後期高齢者となりきる 2025 年（平成 37 年）を見据え、「誰もが住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる」ことを目指し、地域包括ケアシステム・松本モデルの構築に向けて、今までの取組みのほか、在宅生活の推進など新たな施策を加え、計画的・段階的に高齢者福祉の充実に取り組んでまいります。

計画の基本方針

- ア 介護予防・健康づくりの推進
- イ 生きがいづくり・社会参加の推進
- ウ 地域福祉の推進
- エ 生活支援の推進
- オ 介護者支援の推進
- カ 認知症高齢者支援体制の充実
- キ 住みよいまちづくりの推進
- ク 介護サービス基盤の整備
- ケ 介護サービスの信頼性の確立
- コ 推進体制の整備

介護サービス事業量の見込み

介護保険事業の推進に当たり、高齢者人口や要支援・要介護認定者数の推計、過去の給付実績、高齢者等実態調査の結果などを踏まえ、平成 27 年度から平成 29 年度までの介護サービス事業量を見込みました。この数値を元に、民間事業者による各種介護サービスの提供を誘導するとともに、必要な事業費を確保するため、介護保険料の設定などを行いました。

ア 介護サービス利用見込量（27・28 年度は実績値）

項目	単位	27 年度	28 年度	29 年度
		実績値	実績値	計画値
居宅サービス				
訪問介護	(回/年)	737,449	797,158	762,757
訪問入浴介護	(回/年)	9,685	9,380	12,308
訪問看護	(回/年)	88,277	88,171	102,211
訪問リハビリテーション	(回/年)	66,239	70,673	71,162
居宅療養指導管理	(人/年)	10,718	12,786	7,716
通所介護	(回/年)	401,089	292,754	309,479
通所リハビリテーション	(回/年)	79,135	75,757	92,606

項目	単位	27年度	28年度	29年度
		実績値	実績値	計画値
居宅サービス				
短期入所生活介護	(日/年)	71,856	66,349	88,584
短期入所療養介護(老健)	(日/年)	8,512	8,727	10,044
短期入所療養介護(病院等)	(日/年)	1,527	1,351	1,664
福祉用具貸与	(人/年)	48,871	49,789	46,320
特定福祉用具購入費	(人/年)	595	641	684
住宅改修費	(人/年)	417	414	408
特定施設入居者生活介護	(人/年)	8,359	9,132	5,952
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	44	74	468
夜間対応型訪問介護	(人/年)	0	0	0
認知症対応型通所介護	(回/年)	10,661	12,375	17,015
小規模多機能型居宅介護	(人/年)	874	932	1,476
認知症対応型共同生活介護	(人/年)	3,524	3,739	3,744
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/年)	716	735	1,068
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人/年)	382	384	708
複合型サービス	(人/年)	0	0	0
地域密着型通所介護	(回/年)	0	117,674	143,506
施設サービス				
介護老人福祉施設	(人/年)	11,754	11,637	11,700
介護老人保健施設	(人/年)	9,245	8,786	8,592
介護療養型医療施設	(人/年)	1,074	1,638	1,692
居宅介護支援	(人/年)	68,635	68,789	62,808

通所介護サービスのうち定員18名以下の小規模な事業所が提供するサービスは、平成28年度から地域密着型通所介護に移行しました。

イ 介護予防サービス利用量(27・28年度は実績値)

項目	単位	27年度	28年度	29年度
		実績値	実績値	計画値
居宅サービス				
介護予防訪問介護	(人/年)	8,327	3,504	0
介護予防訪問入浴介護	(回/年)	87	129	40
介護予防訪問看護	(回/年)	5,806	7,021	5,987
介護予防訪問リハビリテーション	(回/年)	14,673	16,383	25,913
介護予防居宅療養管理指導	(人/年)	607	641	504
介護予防通所介護	(人/年)	15,410	6,778	0
介護予防通所リハビリテーション	(人/年)	3,845	3,975	4,104
介護予防短期入所生活介護	(日/年)	1,039	1,146	2,093
介護予防短期入所療養介護(老健)	(日/年)	210	147	113
介護予防短期入所療養介護(病院等)	(日/年)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	(人/年)	14,316	16,837	18,612
特定介護予防福祉用具購入費	(人/年)	279	281	372
介護予防住宅改修	(人/年)	270	285	348
介護予防特定施設入居者生活介護	(人/年)	515	532	528

項目	単位	27年度	28年度	29年度
		実績値	実績値	計画値
地域密着型サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	(回/年)	334	223	1,279
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人/年)	22	23	144
介護予防認知症対応型共同生活介護	(人/年)	4	2	12
介護予防支援	(人/年)	30,689	25,673	38,436

平成 28 年 4 月から介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、市が実施する地域支援事業に移行されています。

施設整備計画

ア 老人福祉施設等の整備状況及び計画

区分		介護保険実施前整備状況		第 5 期末現在の整備実績 (実績ベース短期入所を除く。)			第 6 期 計画
		施設数	定員 (人)	施設数	整備数	定員 (人)	整備数
特別養護	広域圏	13	1,020	22	795	1,815	50
老人ホーム	うち松本市	5	367	9	322	689	30
介護老人	広域圏	10	838	19	562	1,400	0
保健施設	うち松本市	3	250	9	440	690	0

松本市内整備実績（第 6 期計画）

設置主体	名称	定員	備考
松塩筑木曾老人 福祉施設組合	岡田の里	6	短期入所からの 施設転換
	四賀福寿荘	8	
	やまびこの里	8	
	ちくまの	8	

イ 地域密着型サービスの整備状況及び計画

(単位：施設数)

区分	26年度までの 整備状況	第 6 期 (H27 ~ 29)					
		H27		H28		H29	
		整備数	計	整備数	計	整備数	計
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0	1	2	0	2
認知症対応型通所介護	11	0	11	0	11	0	11
認知症対応型共同生活介護	20	1	21	0	21	0	21
小規模多機能型居宅介護	6	0	6	0	6	0	6
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	3	0	0	1	4	1	5
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	0	0	1	2	1	3

整備実績（第6期計画）

年度	区 分	設置主体	名 称	定員	設置圏域	備考
27	認知症対応型共同生活介護	エフビー介護サービス(株)	グループホーム岡田松岡	18名	北部	
28	定期巡回 ・随時対応型訪問介護看護	(株)みらいさい福祉会	愛光苑松本サポートセンター	20名	北部	
28	地域密着型 特定施設入居者生活介護	(医)抱生会	地域密着型特定施設 まるのうちラクシア	29名	河西部	
28	地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護	(福)松本ハイランド	地域密着型介護老人福祉施設 ゆめの里今井	29名	南西部	

2 介護保険事業

(1) 被保険者数及び要介護（要支援）認定者数（計画値（27・28年度は年度末実績値））

区 分	27年度	28年度	29年度
第1号被保険者数(65歳以上)	64,910人	65,535人	65,647人
第1号認定者数	12,401人	12,117人	13,710人
高齢者に対する割合	19.1%	18.5%	20.9%

第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料

平成21年度～平成23年度			平成24年度～平成26年度			平成27年度～平成29年度		
段階	料率	年額	段階	料率	年額	段階	料率	年額
第1段階	0.50	27,240円	第1段階	0.50	32,630円	第1段階	0.45	30,740円
第2段階	0.50	27,240円	第2段階	0.50	32,630円			
第3段階	0.75	40,860円	第3段階	0.70	45,680円	第2段階	0.70	47,830円
			第4段階	0.75	48,950円	第3段階	0.75	51,240円
第4段階	0.85	46,300円	第5段階	0.90	58,740円	第4段階	0.90	61,490円
第5段階	1.00	54,480円	第6段階	1.00	65,270円	第5段階	1.00	68,330円
第6段階	1.10	59,920円	第7段階	1.15	75,060円	第6段階	1.15	78,570円
第7段階	1.25	68,100円	第8段階	1.25	81,580円	第7段階	1.25	85,410円
第8段階	1.50	81,720円	第9段階	1.40	91,370円	第8段階	1.45	99,070円
			第10段階	1.50	97,900円	第9段階	1.60	109,320円
第9段階	1.75	95,340円	第11段階	1.75	114,220円	第10段階	1.80	122,990円
			第12段階	1.85	120,740円	第11段階	1.90	129,820円

標準給付費見込み（27・28年度は実績値）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実績額	実績額	計画値
	千円	千円	千円
介護給付費	17,501,268	17,656,782	18,746,360
予防給付費	1,085,440	811,467	643,311
高額介護サービス等給付額	350,520	391,353	450,159
高額医療合算介護サービス等給付額	43,261	49,457	48,367
特定入所者介護サービス等給付額	608,709	565,783	518,373
算定対象審査支払手数料	20,555	20,043	23,259
標準給付見込額	19,841,315	20,412,528	20,429,829

3 高齢者福祉事業

本市の65歳以上の高齢者人口は、65,512人で人口比27.3%です。（平成29年4月1日現在）

高齢者援護事業（施設入所）

予算

区分	事業名	事業の概要	内容	金額
市	老人福祉施設への入所	おおむね65歳以上の自宅での養護が困難な方を受け入れています。	養護老人ホーム 186人	千円 358,480

高齢者の交通手段の確保

区分	事業名	事業の概要	内容	金額
市	福祉100円バス助成事業	高齢者等の日常生活利便の向上、生きがい、健康づくりに向けた交通手段の確保、公共施設及び公共交通機関の利用促進を図るものです。	100円で市内のバス路線（観光路線除く）及び上高地線電車乗車可能（新島々以西のバス路線は、安曇、奈川地区の方のみ対象）	千円 67,340

高齢者の生きがい対策

区分	事業名	事業の概要	内容	金額
国縣市	高齢者クラブ育成事業	単位高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会の活動に対する助成（30人未満クラブは市単独補助）をします。	28年度の状況 169クラブ 7,659人	千円 6,420
国縣市	高齢者社会奉仕団活動助成事業	高齢者クラブ連合会の社会奉仕活動の促進を図ります。	消耗品費（友愛訪問配布用砂糖代）等	千円 50
市	高齢者就業機会確保事業（社団法人松本地域シルバー人材センター）	高齢者が培ってきた経験や技術、技能を生かし、補助的、短期的就業を通じて生きがいの充実や健康の増進を図ります。	S58.6.1 事業開始 H3.9.1 波田町との広域化 H12.7.1 山形村の加入 H29.3.31 現在の会員数 1,588人	千円 18,320
市	高齢者学習事業（松本市プラチナ大学）	高齢者が集会及び教養の向上・レクリエーション・趣味の活用等自ら学習・実習を通じて生きがいを高めるとともに仲間づくりを図る目的で行います。	H28年度入学者 95人 全 32講座	

区分	事業名	事業の概要	内容	金額
市	敬老の日行事	敬老の日を中心に行う敬老行事に助成及び記念品等の贈呈をします。 最高齢者顕彰事業に係る記念メダルの贈呈をします。	地区行事費補助 75歳以上 1人 1,000円 祝金 100歳以上 1人 25,000円 99歳 1人 13,000円 88歳 1人 12,000円 国、県、市最高齢者にメダルの贈呈	千円 62,390
市	高齢者福祉入浴事業	市内の公衆浴場と松香寮、松茸山荘を低料金で利用できる制度として、入浴を通じて高齢者の健康増進と交流促進を図るものです。	平成28年度 1人1回100円 年間30枚 延利用枚数 112,997枚 月平均 9,416枚	千円 33,100
市	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	概ね60歳以上の家庭に閉じこもりがちな高齢者等に教室、講座、体育祭等の事業を通して生きがいと健康づくりを図るものです。	老人集いの家、町会公民館等の施設を利用し、スポーツ・レクリエーション活動、趣味・創作活動、教養講座等を実施。	千円 1,780

在宅介護24時間あんしん支援事業

区分	事業名	事業の概要	内容	金額
市	緊急ショートステイ事業	介護者の急病など緊急時に、養護老人ホームの短期入所により要介護者を受け入れます。	期間：概ね1週間以内 利用料：1日 1,450円 (食事代は別)	千円 410
市	介護110番事業	介護相談専門電話 (休日・夜間は、留守番電話対応)	: 39-1165(サキユ-イロウ)	千円 40
縣市	ナイトケア利用料金助成事業	デイサービスセンター利用者が、施設の実施するナイトケア(夜間預かり)を利用した場合に、その経費の一部を助成します。	助成額：経費の7割を助成 (7,000円を上限) 助成回数：年12回 (月3回を限度)	千円 4,730
市	生活管理指導短期宿泊事業	身体的理由等により、在宅での生活が困難な高齢者を短期間養護老人ホームにお預かりします。	期間：概ね2週間以内 利用料：1日当たり400円 (食事代は別)	千円 7,030
縣市	高齢者住宅等整備事業	在宅高齢者の自立支援、介護負担の軽減を図るための住宅改修に対し補助をします。	対象者：所得税非課税の在宅要介護高齢者世帯 補助対象額：70万円 自己負担：補助対象額の1割 改修内容：手すりの設置、段差の解消、トイレの改修等	千円 7,560
市	高齢者訪問理美容料金助成事業	理美容院での理美容が困難な在宅の要介護高齢者に対し、訪問理美容料金の一部を助成します。	年間6枚の助成券を発行します。	千円 1,310
市	移送サービス事業	要介護3・4・5と認定され、通常の車両への乗車が困難な住民税非課税の方に対し寝台タクシー利用料金の一部を助成します。	寝台タクシー料金の1/2 (4,000円上限)を助成する券を年6枚発行します。	千円 120

要援護高齢者に対する事業

区分	事業名	事業の概要	内 容	金 額
市	軽度生活援助事業	在宅のひとり暮らし等の高齢者に対し、無料で援助員を派遣します。	回数：1ヵ月に1回1時間 内容：家周りの手入れ等	千円 2,140
国県市	介護保険利用者負担軽減事業	生活保護受給者及び低所得者のうち市民税非課税世帯に属するサービス利用者に対して、利用料金負担を軽減します。	減免率：1/2、1/4、100/100 対象サービス 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、介護老人福祉施設 他	千円 補助 5,330 市単 18,520
市	緊急通報装置設置事業	ひとり暮らしの高齢者や、重度障害者等の緊急時の安全確保のため、緊急通報装置からの発信により、急病や災害の救助活動を迅速化し、適切な対応を図るよう、当該世帯に通報装置を設置しています。	28年度の状況 設置数 463世帯	千円 9,070
国県市	訪問給食サービス	65歳以上の高齢者及び障害者等に対し、訪問により給食サービスを提供し、安否確認、健康管理に寄与します	週2～6回昼食を配食	千円 23,530
市	救急医療情報キット支給事業	救急時に必要な個人情報（既往歴や健康保険証の写し等）を専用容器に入れて冷蔵庫内で保管し、救急時にかけた救急隊員がこれを活用して的確・迅速な救急対応につなげるものです。	支給対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者、要介護1以上の方がいる高齢者のみの世帯の方、災害時等要援護者制度の登録者等	
国県市	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を必要とする身寄りのない高齢者等に対して、同制度利用の支援を行います。	申立人がいない場合に市長が審判申立てを行い、申立費用及び生活保護受給者等の後見人に支払う報酬に対し助成を行う。	千円 620
市	高齢者安否確認協力事業	市と協定を結んだ事業者が、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯へ配達等をした際、異変に気付いた場合は市へ通報し、市が安否確認を行います。	協力事業者 ・新聞販売店 23事業所 ・弁当宅配店 1事業所 ・乳製品販売業者 1事業所 ・コンビニエンスストア 1事業所（53店舗）	
市	認知症施策推進事業	認知症とその疑いのある方とその家族に対して、必要な支援を行います。	・認知症思いやりパスブックの配布 ・思いやりあんしん加の登録 ・認知症初期支援チームの設置 ・認知症思いやり相談の開催	千円 1,490

家庭介護支援事業

区分	事業名	事業の概要	内 容	金 額
国県市	家庭介護用品支給事業	介護用品（紙おむつ、尿取りパット等）を支給し、介護している家族の経済的負担等の軽減を図ります。	対象者：在宅の要介護 4・5 と認定された市民税非課税世帯の方 助成額：年額 50,000 円以内	千円 9,860
国県市	徘徊高齢者家族支援サービス事業	認知症状のある高齢者が徘徊し行方不明になった場合、早期に発見できるシステムを活用して、居場所を家族に伝え、事故防止を図り、介護家族を支援します。	対象者：在宅の徘徊の恐れのある高齢者を介護している介護者 利用料：1 ヶ月 500 円 （住民税非課税世帯 150 円）	千円 880

4 老人福祉施設等

老人ホーム

種 別	施設名	所 在 地	定員	松本市入所者	設 置 主 体
養護老人ホーム	松風園	松本市大字入山辺 1509-1	100	94	松本市
"	温心寮	松本市波田 6857	100	49	松塩安筑老人福祉施設組合 (3市5村)

老人福祉センター

高齢者に対し健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供しています。

施 設 名	松本市プラチナセンター (南部老人福祉センター)	梓川 老人福祉センター
所 在 地	松本市双葉 4 番 16 号	松本市梓川梓 2283 番地 2
設 置 年 月	昭和 58 年 10 月	昭和 62 年 2 月
利 用 状 況 (2 8 年 度 実 績)	12,454 人	6,148 人
管 理 費 等 (2 9 年 度 予 算)	7,350 千円	4,000 千円
指 定 管 理 者 名	(社)松本市社会福祉協議会	

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の 3 専門職を置き、質の高いサービスの提供を行っています。

名 称	設置主体	担 当地 区	住 所
松本市中央地域 包括支援センター	松本市	第 1、第 2、東部、中央、白板	丸の内 3-7 (松本市役所内)
松本市北部地域 包括支援センター		岡田、本郷、四賀	岡田下岡田 39-2
松本市東部地域 包括支援センター		第 3、入山辺、里山辺	里山辺 910-1 (うつくしの里内)
松本市中央北地域 包括支援センター		城北、城東、安原	元町 3-7-1 (ふくふくらいず内)
松本市中央南地域 包括支援センター		庄内、中山	筑摩 2-31-1-1
松本市中央西地域 包括支援センター		田川、鎌田	巾上 9-23
松本市南東部地域 包括支援センター		寿、寿台、内田、松原	寿中 2-20-1 (真寿園内)
松本市南部地域 包括支援センター		松南、芳川	双葉 4-16 (総合社会福祉センター内)
松本市南西部地域 包括支援センター		笹賀、神林、今井	今井 4820-1 (やまびこの里内)
松本市河西部地域 包括支援センター		島内、島立	島内 4970-1 (島内公民館内)
松本市河西部西地域 包括支援センター		新村、和田、梓川	和田 4693-1
松本市西部地域 包括支援センター		安曇、奈川、波田	波田 6908-1 (波田保健福祉センター内)

《主な業務内容》

総合相談支援

高齢者の相談を総合的に受けるとともに、訪問して実態を把握し必要なサービスにつなぎます。

権利擁護

虐待の防止など高齢者の権利擁護に取り組みます。

包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援します。

介護予防**ケア**マネジメント

介護予防事業が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行います。

地域包括ケアシステムの構築

高齢者に医療と介護、介護予防、生活支援等が中心とした生活支援を包括的に提供される体制の構築を支援します。

認知症施策の推進

国の新オレンジプランに基づき、必要な施策を行います。

生活支援体制整備

高齢者の生活支援等サービスの体制を構築します。

介護予防・日常生活支援総合事業の推進

65歳以上の人を対象にした介護予防事業で、自立した生活が送れるよう支援します。

その他の施設

高齢者に対し教養の向上、心身の健康増進及び生きがいと健康づくりのための場を提供し、高齢者福祉の向上を図っています。

種 別	施 設 名	所 在 地
生きがい増進センター	奈川生きがい増進センターふれあいの家	松本市奈川 1575 番地 4
老 人 集 会 施 設	安曇島々老人集いの家	松本市安曇 721 番地 2
	安曇橋場老人集いの家	松本市安曇 1792 番地 2
	安曇稲核老人集いの家	松本市安曇 2627 番地 2
	安曇沢渡老人集いの家	松本市安曇 4162 番地 1
屋 内 ス ポ ー ツ 施 設	安曇島々屋内ゲートボール場	松本市安曇 1028 番地 2
	安曇番所屋内ゲートボール場	松本市安曇 3994 番地 20
	奈川屋内スポーツ施設	松本市奈川 1575 番地 4

5 老人保健施設等運営事業

国立病院等の再編成に伴い、国から払い下げを受けた国立療養所松本病院の後施設として、包括的な保健福祉サービスを行う総合ヘルスケア複合施設として整備した城山介護老人保健施設等の運営を行うものです。

経過

昭和 61 年 1 月	厚生省が国立病院・国立療養所の再編成計画を公表
平成 5 年 3 月	松本城山病院と東松本病院との統合推進を決定
平成 8 年 5 月	統合後の松本城山病院の後利用基本構想・基本計画を決定
7 月	厚生省から松本城山病院を取得
9 月	施設建設工事着手
平成 10 年 3 月	工事竣工
4 月	開設
平成 12 年 4 月	介護保険制度施行
平成 16 年 4 月	指定管理制度導入
平成 19 年 3 月	国の療養病床再編成に伴い、診療所を廃止
5 月	診療所を改修し、老健を 119 床に増床

施設の概要

ア 施設の愛称	「ゆめてらす城山」
イ 所在地	松本市大字蟻ヶ崎 2132 番地
ウ 敷地面積	33,674.62 m ²

エ 施設の詳細

施設名	施設内容	構造・面積
介護老人保健施設	介護保険施設として、一般入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーションの各サービスを提供。 入所定数 119名 通所定数 25名	・鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建 延床約4,570㎡ ・鉄骨造2階建 延床約1,300㎡ (2階は職員宿舎)
老人デイサービスセンター	通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供。 通所定員 一般 40名 認知症 10名	鉄骨造平屋建 延床約760㎡

6 総合社会福祉センター

本市の福祉拠点の役割を担う施設として、十分にその機能が果たせる管理運営を行っています。

設置主体	松本市
運営	市社会福祉協議会が指定管理者として運営
敷地	9,215.63㎡
構造・規模	鉄筋コンクリート造5階建、延床面積4,466.9㎡
設立	昭和58年10月
開館年月	

ア 心身障害者福祉センター

イ 心身障害児通園施設「しいのみ学園」

ウ おもちゃ図書館

エ 松本圏域障害者相談支援センター「ぴあねっと・まつもと」

オ 南部児童センター

カ 松本市プラチナセンター（南部老人福祉センター）

キ 南松本訪問看護ステーション

ク 南部地域包括支援センター

ケ ボランティアセンター

コ 松本市社会福祉協議会（総務課、地域福祉課、在宅福祉課、施設障害福祉課）

サ 会議室その他

シ 就労継続支援B型事業所「希望の家」（別棟）

7 生活保護

扶助別生活保護費の推移

年 度	総額		生活扶助	教育扶助	住宅扶助	医療扶助	介護扶助	施設事務費	その他扶助
	保護費	1人当たり月 平均保護費							
	千円	円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
17	2,396,813	159,704	699,870	8,594	225,257	1,248,295	84,094	126,893	3,810
18	2,381,988	150,530	703,155	8,748	237,683	1,218,959	84,730	125,823	2,890
19	2,113,551	139,113	674,902	8,546	236,301	1,000,043	71,136	119,717	2,904
20	2,038,187	136,534	675,029	7,171	244,081	920,778	71,061	117,169	2,898
21	2,431,068	139,141	821,877	11,838	301,895	1,109,617	58,182	123,121	4,538
22	2,953,956	140,443	1,003,575	18,438	369,479	1,372,592	67,089	114,874	7,909
23	3,037,109	134,600	1,069,448	21,929	412,429	1,343,035	71,364	110,856	8,048
24	3,149,973	136,528	1,094,249	19,982	440,026	1,404,039	74,955	103,925	12,797
25	3,086,072	135,747	1,037,854	16,484	452,793	1,386,778	83,084	97,228	11,851
26	3,167,031	137,130	1,061,639	15,960	480,547	1,393,508	94,028	107,929	13,420
27	3,288,460	141,470	1,016,200	14,197	492,020	1,541,736	103,315	109,063	11,929
28	3,323,735	143,289	1,024,822	11,062	492,914	1,550,608	124,520	110,672	9,137

扶助別生活保護人員の推移

年 度	保護実数（各月平均）			保 護 延 人 員						
	世帯	人員	保護率	総数	生活扶助	教育扶助	住宅扶助	医療扶助	介護扶助	その他
	世帯	人	%	人	人	人	人	人	人	人
17	999	1,334	5.8	42,205	13,514	977	12,066	12,695	2,738	215
18	1,025	1,319	5.8	43,235	13,686	1,008	12,337	13,028	3,000	176
19	985	1,266	5.6	41,854	13,251	992	12,250	12,323	2,840	198
20	992	1,244	5.8	40,966	13,158	877	12,093	11,869	2,681	288
21	1,146	1,452	6.4	47,479	15,523	1,021	14,261	13,543	2,761	370
22	1,344	1,753	7.3	57,728	18,800	1,510	17,397	16,519	2,970	532
23	1,425	1,880	7.8	62,862	20,261	1,753	19,085	18,139	3,159	465
24	1,474	1,923	8.0	65,995	20,830	1,628	19,956	19,461	3,457	663
25	1,490	1,895	7.9	65,101	20,305	1,382	19,749	19,418	3,607	640
26	1,525	1,925	8.0	66,108	20,676	1,232	20,161	19,589	3,889	561
27	1,572	1,937	8.0	66,498	20,397	1,109	20,186	19,966	4,386	454
28	1,593	1,933	8.0	66,956	20,278	940	20,223	20,113	5,054	348

8 障害者福祉事業（健康福祉部関係予算分）

区分	事業名	事業の概要	内 容	29年度予算額 (千円)
国県市	障害者相談支援事業	松本圏域3市5村による負担金で、専門の相談員を障害者総合相談支援センターに配置	障害者総合相談支援センター － w i s h（松本市）	38,960

区分	事業名	事業の概要	内容	29年度予算額 (千円)
		し、障害者や家族からの各種相談に応じています。	あるぷ(安曇野市) ボイス(塩尻市)	
国 市	自立支援医療 (更生医療)給付事業	障害を取り除いたり軽くするための医療費を助成します。	28年度実績 利用者数 225人	248,800
国 市	補装具交付及び修理	障害を補うための義足、補聴器、車椅子等の交付修理費を助成します。	28年度実績 交付 256件 修理 254件	31,280
国 市	日常生活用具給付貸付事業	重度の心身障害者に対し、日常生活用具を給付、貸与することにより日常生活の便宜を図ります。	28年度実績 給付件数 5,206件	46,290
国 市	障害者就労支援事業	就労生活支援ワーカーを配置し、障害者の就労と生活の両面を支援しています。	一般社団法人ぴあねっとへ委託	5,060
国 市	手話通訳者設置事業	来庁される聴覚障害者の利便や社会参加の促進を図るため、手話通訳者を設置します。	専任手話通訳者 1名配置(通年)	3,200
国 市	手話通訳者要約筆記奉仕員派遣事業	聴覚障害者が官公庁、病院、学校等に一時的な所用が生じた時に通訳者や要約筆記者を派遣します。	28年度実績 手話通訳者 1,400回 要約筆記奉仕員 249回	9,460
国 市	字幕・手話広報作成事業	松本市の広報番組等に字幕、手話を挿入し、聴覚障害者へ提供します。	放映回数年 10回 DVD作成 1本	776
国 県	自立支援医療 (精神通院公費負担)給付事業	精神の病気で通院する際にかかった医療費(薬剤費適用)の自己負担のうち90%を公費負担します。 市では申請受付業務をしています。	障害者総合支援法の規定により国・県が1/2ずつ負担 受給者 4,070名	
県 市	心身障害者タイムケア事業	個人、団体の登録介護者が障害者を一時的に預かり、介護者の負担を軽減します。	28年度実績 利用者数 263人	8,730
県 市	障害児・者施設訪問看護サービス事業	通所等の施設において、医療的ケアが必要な通所者のため、看護師等を配置した場合に、経費の一部を補助します。	・こきりこささら ・しいのみ学園	1,000
県 市	身体障害者住宅整備事業	障害者の日常生活の利便を図るための住宅の整備改修費用を助成します。	浴室、台所、トイレ、洗面所、玄関、階段等の整備改修 5件	2,520
県 市	心身障害児(者)通所通園等推進事業	県内心身障害者施設に入所している者の帰省、又は面会の際に利用した有料道路通行料補助等をします。	28年度実績 14人	220

区分	事業名	事業の概要	内容	29年度予算額 (千円)
市	重度心身障害者(児)タクシー利用料金助成事業	歩行困難な重度心身障害者の外出支援策として、一定の要件のもと、タクシー利用券を交付します。	年24枚(1枚700円) 対象者：身体障害者(肢体、体幹、視覚、内部障害)知的障害者 人工透析者は年48枚	20,480
市	重度心身障害者(児)自動車燃料費助成事業	歩行困難な重度心身障害者の外出支援策として、一定の要件のもと、自動車燃料費を助成します。	1カ月あたり1,400円を限度額として助成 年16,800円 対象者：肢体、体幹、視覚、知的、内部各障害者	
市	日中活動の場整備促進事業	民間団体が運営する日中活動の場の借地料等を補助することにより、事業運営の安定化及び整備を促進し、障害者の在宅福祉サービスの向上を図ります。	借地料の1/2を助成 上限年600千円	320
市	心身障害者扶養共済掛金補助事業	障害者の保護者が加入する年金制度で、低所得世帯が負担する掛金の一部を補助します。	28年度実績 対象者数8人	450
市	福祉自動車貸出事業	心身に障害のある市民の外出を容易にするため、福祉自動車を無料で貸し出します。	松本市社会福祉協議会でリフト付き自動車の貸し出し	400
市	身体障害者補助犬助成事業	盲導犬、介助犬、聴導犬を使用している障害者に、飼育管理費の負担を軽減するための助成をします。	28年度 6頭	260
市	福祉理美容料金助成事業	常時介護を必要とし外出の困難な1、2級の身体障害者が、訪問理美容を受ける際の費用を一部助成します。	年6回以内 1回3,000円 28年度実績 利用者数20人	210
市	心身障害児・者激励行事補助事業	心身障害児・者と家族、ボランティアの交流を深めるバス旅行です。	松本市社会福祉協議会が企画運営	150

9 障害者(児)の状況

身体障害者(児)数の推移(各年度末現在)

年度	視覚	内部	聴覚・言語・平衡	上下肢・体幹	合計
26	593 人	3,415 人	833 人	5,860 人	10,701 人
	5.5 %	31.9 %	7.8 %	54.8 %	100.0 %
27	596 人	3,535 人	813 人	5,814 人	10,758 人
	5.5 %	32.9 %	7.6 %	54.0 %	100.0 %
28	595 人	3,521 人	805 人	5,647 人	10,568 人
	5.6 %	33.3 %	7.6 %	53.5 %	100.0 %

知的障害者（児）数の推移（各年度末現在）

年度	重度（A1）	中度（A2・B1）	軽度（B2）	合計
26	616 人	532 人	665 人	1,813 人
	34.0 %	29.3 %	36.7 %	100.0 %
27	628 人	550 人	696 人	1,874 人
	33.5 %	29.4 %	37.1 %	100.0 %
28	634 人	561 人	753 人	1,948 人
	32.5 %	28.8 %	38.7 %	100.0 %

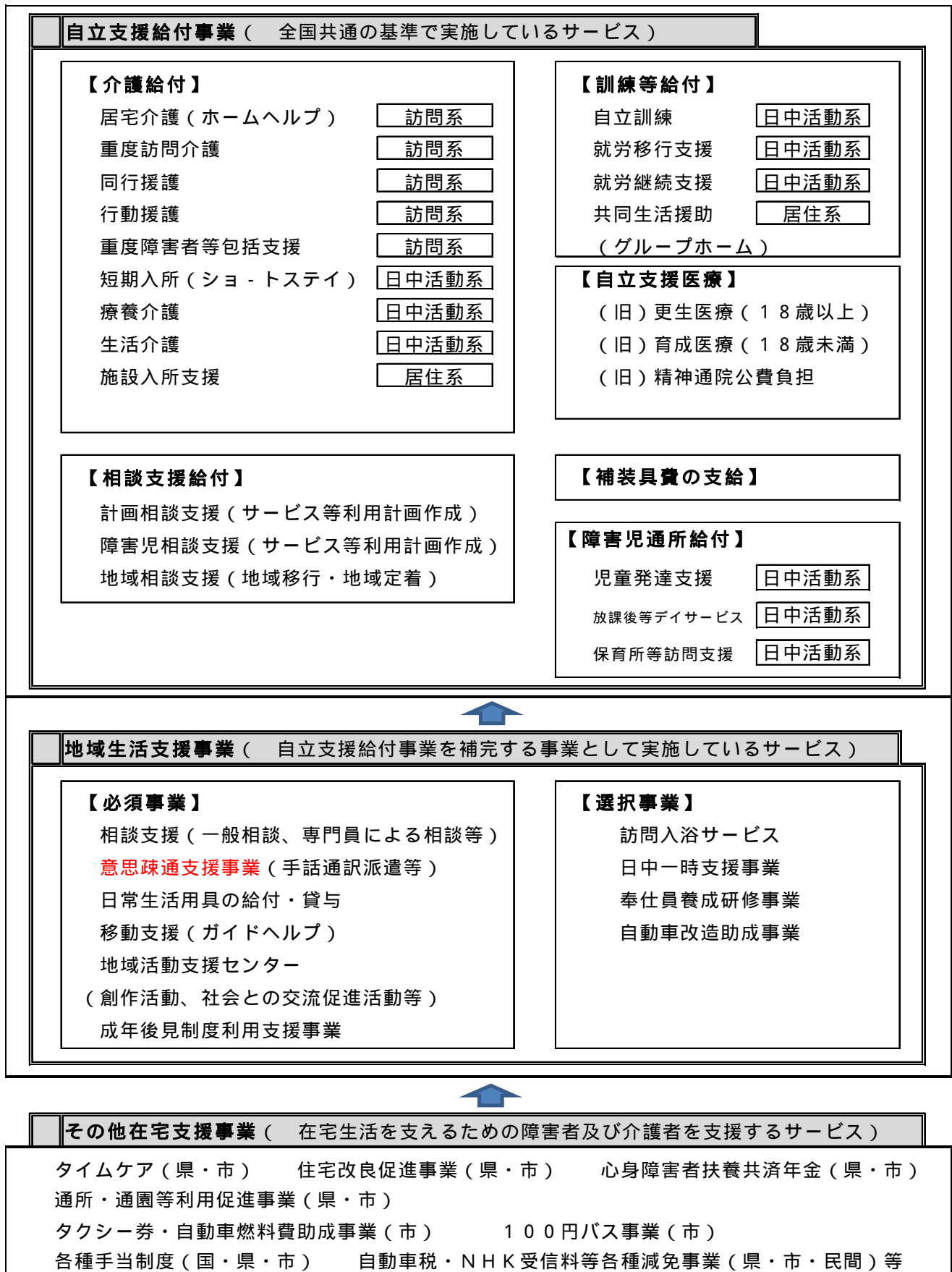
精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移（各年度末現在）

年度	1 級	2 級	3 級	合計
26	890 人	998 人	128 人	2,016 人
	44.2 %	49.5 %	6.3 %	100.0 %
27	900 人	1,032 人	129 人	2,061 人
	43.7 %	50.0 %	6.3 %	100.0 %
28	975 人	1,106 人	147 人	2,228 人
	43.8 %	49.6 %	6.6 %	100.0 %

(1)～(3)の障害者数は18歳未満の児童を含む

10 障害福祉サービス

(1) 制度の概要



主なサービスの利用状況（平成 28 年度実績）

サービス形態	サービス種別	延利用者（人）	金額（千円）
介護給付サービス	居宅介護	5,732	349,152
	行動援護	596	44,321
	同行援護	497	14,546
	短期入所	863	64,738
	療養介護	467	121,345
	生活介護	6,083	1,208,464
	施設入所支援	2,740	386,737
訓練等給付サービス	共同生活援助	2,411	358,133
	自立訓練	269	31,335
	就労移行支援	661	109,939
	就労継続支援 A 型	571	71,160
	就労継続支援 B 型	6,100	626,940
相談支援	計画相談支援	4,558	68,835
	地域移行支援	25	758
	地域定着支援	40	375

11 障害者施設

障害者の通所施設として、作業や生活訓練を通して社会参加や自立、生きがいを図るための支援をしています。

種別	施設名	所在地	定員	指定管理者
就労継続支援 B 型施設	松本市希望の家	松本市双葉 4-16	22	(福) 松本市社会 福祉協議会
	松本市岡田希望の家	松本市岡田町 480-8	15	
	松本市南ふれあいホーム	松本双葉 4-8	20	
	松本市北ふれあいホーム	松本市沢村 1-14-26	20	
	松本市障がい者就労センター・はた	松本市波田 6908-1 松本市波田保健福祉センター内	40	
地域活動支援センター	松本市心身障害者福祉センター	松本市双葉 4-16 松本市総合福祉センター内	20	

12 医療費助成制度（福祉医療）

区分	実施年月日	要件	28年度実績				備考
			受給者数	総額 (医療費)	財源内訳		
					県	市	
障害者	県補助 H15.7.1-	<ul style="list-style-type: none"> ・身障1・2級の者 (特別障害者手当準拠) ・身障3級の者 (本人：所得税非課税、扶養義務者等：特別障害者手当準拠) ・療育手帳A1・A2・B1の者 (特別障害者手当準拠) ・精神障害者保健福祉手帳1級の者の通院 (特別障害者手当準拠) ・精神障害者保健福祉手帳2級 (自立支援医療指定医療機関通院医療費) (本人：所得税非課税、扶養義務者等：特別障害者手当準拠) 	(人) 7,082	(千円) 507,182	(千円) 253,591	(千円) 253,591	助成の歩み (15年度から) ・自動給付方式 ・所得制限の導入 ・受給者負担金の導入 (17年度から) ・入院時食事療養費標準負担額の1/2の助成 (18年度から) ・所得制限の一部廃止 (21年度から) ・受給者負担金の引き上げ(300円500円) (22年度から) ・精神障害者保健福祉手帳2級 (自立支援医療指定医療機関通院の助成) (25年度から) ・精神障害者保健福祉手帳2級 通院全体に拡大
	市単独 H18.8.1-	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の障害1・2級の者 (所得制限なし) ・上記以外の療育手帳A1の者 (所得制限なし) ・上記以外の精神障害者保健福祉手帳1級の者の通院 (所得制限なし) ・上記以外の身障3・4級の者 (特別障害者手当準拠) ・上記以外の精神障害者保健福祉手帳2級の者の通院 (特別障害者手当準拠) ・特児1・2級の者 (特別障害者手当準拠) 	2,727	268,609	-	268,609	

20歳以上の実績（20歳未満は、こども福祉課）

13 見舞金支給事業

事業名	実施年月日	要件	支給額	受給者数
特定疾患患者見舞金支給事業	S48.4.1	1. 特定疾患県要綱に基づく受給者証の交付を受けている者または、市要綱に定めた疾患の者 2. 本市に1年以上住所を有する者	年間 12,000円	28年度実績 (人) 1,224

14 手当等の概要

区分 (実施年月)		支給額	支給要件	支給制限	受給者数
国の制度	特別障害者手当 (S39.9)	月額 26,830 円	20 歳以上であって、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障害者	所得制限あり 併給制限なし	28 年度実績 (人) 305
	福祉手当 (経過措置) (S61.4)	月額 14,600 円	昭和 61 年 3 月 31 日において 20 歳以上の福祉手当受給者であって、昭和 61 年 4 月 1 日において、障害基礎年金又は特別障害者手当の支給を受けることのできない者	所得制限あり 併給制限あり	3
市の制度	心身障害者福祉手当 (S42.4)	年額 33,000 円	20 歳以上の在宅者 身障 1 級、療育 A1・A2、 精神保健福祉 1、2 級	所得制限あり 特別障害者手当等併給制限あり	3,556
	外国人高齢者特別給付金 (H7.4)	月額 10,000 円	大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた者 永住者又は特別永住者 厚生年金その他の年金を受給していない者	生活保護受給者期間 社会福祉施設入所期間 所得制限有り	4
	高齢者介護手当 (H14.4)	年額 100,000 円	重度の要介護高齢者(65 歳以上の要介護 3~5)を家庭で 180 日以上同居して介護している者	なし	1,613
年額 50,000 円		重度の要介護高齢者が死亡した場合で、家庭で 90 日以上 180 日未満同居して介護していた者(平成 24 年 4 月 1 日から適用)			

15 国民健康保険事業

概要

- ・事業開始 昭和 29 年 4 月 1 日
- ・被保険者世帯数 32,934 世帯(29 年 3 月 31 日現在)
- ・被保険者数 54,172 人(29 年 3 月 31 日現在)
- ・加入割合 世帯 31.8% 人口 22.5%
- ・一部負担金の割合
 - 義務教育就学前 2 割
 - 義務教育就学後~70 歳未満 3 割
 - 70 歳以上 75 歳未満 3 割(現役並み所得者)
 - 2 割(現役並み所得者以外の S19 年 4 月 2 日以降の誕生日の方)
 - 1 割(現役並み所得者以外の S19 年 4 月 1 日以前の誕生日の方)

- ・その他の保険給付 出産育児一時金 404,000 円
(産科医療補償制度対象出産の場合は 420,000 円)
葬祭費 50,000 円
結核精神給付金

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2
又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令
第 1 条第 3 号に規定する医療を受けたとき

- ・保険税、料の別 保険税
- ・普通徴収納期回数 9 回 ・特別徴収納回数 6 回

保険税賦課状況

区 分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度		
賦 課 割 合	所 得 割	医療給付費分	64.6%	66.4%	66.4%	67.7%	
		後期高齢者支援金分	65.0%	67.3%	67.5%	68.6%	
		介護給付金分	63.7%	66.3%	67.2%	67.3%	
	均 等 割	医療給付費分	21.2%	20.1%	20.0%	19.2%	
		後期高齢者支援金分	21.4%	19.9%	19.7%	19.1%	
		介護給付金分	19.7%	18.3%	17.7%	17.6%	
	平 等 割	医療給付費分	14.2%	13.5%	13.6%	13.1%	
		後期高齢者支援金分	13.6%	12.8%	12.8%	12.2%	
		介護給付金分	16.6%	15.4%	15.1%	15.1%	
税 率	所 得 割	医療給付費分	7.9/100	7.9/100	7.9/100	9.1/100	9.1/100
		後期高齢者支援金分	2.4/100	2.4/100	2.4/100	3.2/100	3.2/100
		介護給付金分	2.5/100	2.5/100	2.5/100	2.6/100	2.6/100
	均 等 割 (1人当たり)	医療給付費分	17,100 円	17,100 円	17,100 円	18,800 円	18,800 円
		後期高齢者支援金分	5,100 円	5,100 円	5,100 円	6,500 円	6,500 円
		介護給付金分	6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,400 円	6,400 円
	平 等 割 (1世帯当たり)	医療給付費分	21,000 円	21,000 円	21,000 円	22,700 円	22,700 円
		後期高齢者支援金分	6,000 円	6,000 円	6,000 円	7,400 円	7,400 円
		介護給付金分	6,300 円	6,300 円	6,300 円	6,700 円	6,700 円
1世帯 当たり	最 高	医療給付費分	510,000 円	510,000 円	520,000 円	540,000 円	540,000 円
		後期高齢者支援金分	140,000 円	160,000 円	170,000 円	190,000 円	190,000 円
		介護給付金分	120,000 円	140,000 円	160,000 円	160,000 円	160,000 円
	平 均	医療給付費分	106,614 円	108,991 円	92,276 円	103,251 円	
		後期高齢者支援金分	31,581 円	32,839 円	27,918 円	35,841 円	
		介護給付金分	28,278 円	31,413 円	26,019 円	27,437 円	
1 人 当たり	平 均	医療給付費分	61,522 円	64,137 円	54,386 円	61,858 円	
		後期高齢者支援金分	18,233 円	19,324 円	16,454 円	21,472 円	
		介護給付金分	22,803 円	25,559 円	21,364 円	22,798 円	

年度末数値

保険税収納率

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
計	70.44%	71.62%	72.37%	71.65%	70.60%	73.32%
現年度分	90.46	90.59	90.45%	90.27%	90.87%	91.69%
滞納繰越分	14.03	16.93	16.57%	14.56%	14.64%	15.53%

保健事業

ア 特定健康診査及び特定保健指導

(ア) 対象者 今年度 40 歳から 75 歳未満の被保険者

今年度 30 歳、35 歳の節目年齢になる被保険者(市単独事業)

(イ) 内容

・特定健診の検査項目

(法定項目)

問診、診察、身体測定、血圧測定、尿検査(尿糖、尿蛋白)、脂質検査(中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール)、肝機能検査(AST、ALT、 γ -GT)、血糖検査(ヘモグロビン A1c)

(市独自追加項目)

心電図、貧血検査、空腹時血糖、尿酸、クレアチニン、白血球、血小板、尿潜血

・特定保健指導

特定健診や人間ドックの結果から対象者を選定し、生活習慣病の予防に重点を置いた、個別や集団の保健指導を実施し、健康的な生活を送ることが出来るよう支援します。

(ウ) 平成 28 年度実績(速報値)

特定健康診査	対象者数	受診者数	実施率
	37,198 人	16,204 人	43.6%

特定保健指導	区分	対象者数	発生率	実施数 (初回面接 利用者数)	実施率 (初回面接 利用率)
	動機付け支援	1,106 人	7.5%	725 人	65.6%
	積極的支援	327 人	2.2%	187 人	57.2%

(I) 第二期松本市国民健康保険特定健康診査等実施計画(25 年度～29 年度)の目標値

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
特定健康診査	51%	53%	55%	57%	60%
特定保健指導	40%	45%	50%	55%	60%

イ 人間ドック受診補助

(ア) 対象者 今年度 35 歳から 75 歳未満の被保険者

(イ) 助成額

・人間ドック 日帰り 15,000 円 1泊2日 20,000 円

・脳ドック 人間ドックの追加検査として行う脳ドック又は簡易脳ドック 10,000 円
血液検査等の基本検査を含む脳ドック 15,000 円

ウ 糖尿病性腎症重症化予防事業

平成 27 年度から 2 型糖尿病性腎症で治療中の人工透析導入前の国民健康保険被保険者に対し、重症化を予防することでその QOL を維持すると共に、医療費の適正化を図ることを目的として保健事業を開始しました。

医療機関と連携し、薬局薬剤師が直接、糖尿病性腎症患者への指導を行うもので、服薬指導・栄養指導・運動指導等の生活習慣や自己管理について 6 カ月間支援するものです。

平成 28 年度実績 重症化予防プログラム実施者 13 人

(中途から服薬指導のみの者 2 人を含む)

エ 後発医薬品利用差額通知

平成 25 年度から生活習慣病や慢性疾患への効果を持つ医薬品を対象に、処方された先発医薬品と後発医薬品との利用差額通知を実施しています。被保険者に後発医薬品を使用した場合の自己負担額の減額効果を通知することで、負担軽減に役立てるとともに保険給付費の縮減による医療費の適正化を図っています。

平成 28 年度実績 発送件数 2,271 件

16 後期高齢者医療制度

概要

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者を対象とする医療制度です。都道府県ごとに設置された後期高齢者医療広域連合が主体となって市町村と事務分担しながら運営を行います。

- ・ 事業開始 平成 20 年 4 月 1 日
- ・ 被保険者数 34,432 人(29 年 3 月 31 日現在)
- ・ 一部負担金の割合 一般 1 割
現役並み所得者 3 割
- ・ その他の保険給付 葬祭費 50,000 円
- ・ 保険税・料の別 保険料
- ・ 普通徴収納期回数 9 回 特別徴収納回数 6 回

保健事業

ア 後期高齢者健康診査

(ア) 対象者 松本市に住民登録している長野県後期高齢者医療被保険者

(イ) 検査項目

(法定項目)

問診、診察、身体測定、血圧測定、尿検査(尿糖、尿蛋白)、脂質検査(中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール)、肝機能検査(AST、ALT、 γ -GT)、血糖検査(ヘモグロビン A1c)

(市独自追加項目)

心電図、貧血検査、空腹時血糖、尿酸、クレアチニン、白血球、血小板、尿潜血

(ウ) 平成 28 年度実績

特定健康診査	対象者数	受診者数	実施率
	33,650 人	16,027 人	47.6%

イ 人間ドック受診補助

(ア) 松本市に住民登録している長野県後期高齢者医療被保険者

(イ) 助成額

- ・人間ドック 日帰り 15,000円 1泊2日 20,000円
- ・脳ドック 人間ドックの追加検査として行う脳ドック又は簡易脳ドック 10,000円
血液検査等の基本検査を含む脳ドック 15,000円

17 松本市小児科・内科夜間急病センター

市民が安心して安全に医療を受けることができる初期救急医療体制の整備及び子育て支援の充実を図るとともに、二次救急病院の負担を軽減し、本来の二次救急医療に専念できる体制の整備を図る目的で設置され、以来、松本市医師会をはじめとする関係機関の協力を得て順調に運営されています。

施設の概要

区 分	内 容
住 所	松本市城西 2-5-22
開 設 年 月 日	平成 17 年 4 月 1 日
開 設 者	松本市長
管 理 者	松本市医師会長
診 療 科 目	小児科・内科
診 療 日	365 日（年中無休）
診 療 時 間	午後 7 時～午後 11 時
職 員 体 制	医師 2（小児科・内科各 1） 薬剤師 1 看護師 2 医療事務 2 事務員 1 合計 8 名
主 な 設 備	血圧計・聴診器・耳鏡・眼底鏡・滅菌器・ネブライザー・吸引器・多項目血球計算装置・血液化学検査・心電図・超音波装置・X線透視装置・自動現像器・顕微鏡・遠心器・酸素発生装置・パルスオキシメーター・除細動器・気管内挿管器具 他

28 年度利用人員

診 療 科 目	利 用 者 数	構 成 比	1 日 平 均 数
小児科（0～15歳）	5,841 人	62.2%	16.0 人
内 科（16歳以上）	3,549 人	37.8%	9.7 人
合 計	9,390 人（男 4,960 人・女 4,430 人）	100%	25.7 人

18 診療所管理運営

地区住民が安心して安全に医療を受けることができる地域医療体制を確保するため四賀、安曇及び奈川地区において診療所を運営しています。

各診療所の概要

区分	錦部 歯科診療所	大野川 診療所	沢渡 診療所	稲核 診療所	島々 診療所	奈川 診療所
設置年月日	昭和 58 年 2 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日 1	昭和 61 年 6 月 1 日	昭和 24 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日 2	昭和 28 年 1 月 10 日
診療科目	歯科	内科・歯科	内科	内科	内科・歯科	内科・外科 歯科
診療日 及び診療時間	火・金 9:30～17:00	(内科) 月 13:30～15:30 水・金 9:00～11:30 (歯科) 月・金 9:00～16:30	水 14:00～15:30	月 9:00～11:00 金 14:00～15:30	(内科) 火 9:00～12:00 木 9:00～15:30 (歯科) 火・木 9:00～16:00	(内科・外科) 月・火・木・金 8:30～17:15 (歯科) 月・火・木 9:00～17:15
職員 体制	信大歯科医師 歯科助手	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長 信大歯科医師 市立病院医師 看護師 歯科衛生士 事務員

- 1 大野川診療所（S45.12.19 開設）と大野川歯科診療所（S60.4.1 開設）を統合し、新規開設したもの
- 2 H24.4.1 開設の診療所を移転し、新規開設したもの

28 年度利用人員

区 分	錦部歯科 診療所	大野川診療所		沢 渡 診療所	稲 核 診療所	島々診療所		奈川診療所	
		内科	歯科			内科	歯科	内・外科	歯科
利用者数	779	1,558	646	290	492	1,751	324	3,992	619
1日平均数	5.3	10.7	6.8	5.9	5.2	18.2	3.4	19.7	4.4
診療日数	146	145	95	49	95	96	96	203	142

19 救急医療

松本市医師会・歯科医師会及び薬剤師会の協力体制のもと、1年365日平日・休日夜間及び休日昼間、市民が安心して安全に医療を受けることができるよう、初期救急として在宅当番医体制と、二次救急として病院群輪番制を実施しています。(松本広域圏9病院、うち市内8病院)

休日及び夜間における救急医療体制(平成28年度)

松本市医師会

(単位:千円)

区分	実施内容			事業費	
初期救急医療	休日(74日)	昼間	各科7~8院	2,800	14,853 (委託料)
		夜間	内科・外科・小児科各1~3院		
	平日(291日)	夜間	内科・外科・小児科各1~3院	8,245	
	土曜(50日)	午後	内科・外科・小児科各1~3院	700	
	看護師手当助成			3,108	
二次救急医療	休日(74日)	昼間	内科・外科・小児科各1~3院	10,395	94,336 (補助金)
		夜間	内科・外科・小児科各1~3院	11,137.5	
	平日(291日)	夜間	内科・外科・小児科各1~3院	48,127.5	
	土曜(50日)	午後	内科・外科・小児科各1~2院	5,780	
	空床確保(7院)			2,380	
	他科待機(耳鼻咽喉科、眼科、産婦人科各1院)			2,847	
安曇野市分			13,669		
(小計)				109,189	
医師損害賠償責任保険				806	
(合計)				109,995	

松本市歯科医師会

(単位:千円)

実施内容	事業費(補助金)	
休日緊急歯科診療	2,520	4,475
休日昼間(歯科医師会館75日)		
口腔衛生センター-歯科衛生指導	1,755	
歯の衛生週間	200	

松本薬剤師会

(単位:千円)

実施内容	事業費(補助金)	
休日当番薬局(休日74日)	622	1,254
夜間当番薬局(平日夜間291日)	503	
波田地区当番薬局(第一土曜・第三日曜等34日)	128	

子育て支援講座

ア 平成23年度から、夜間急病センタースタッフである小児科医師、看護師、薬剤師や市の栄養士が講師となり、子どもが急病になったときの対処方法、予防接種、服薬指導、栄養指導等をテーマに「子どもの急病・子育て支援講座」を開催しています。28年度は、4回連続の講座を実施しました。

イ 夜間急病センター看護師が講師を務め、「子どもが急病になったときの対応法」「上手な病院のかかり方」等について具体例に基づいて講義し、日常的な乳幼児の初期医療に関する周知啓発を図っています。28年度は、市内児童センターなど4会場で実施しました。

小児科医による出前講座

松本市医師会所属の小児科医師が講師を務め、市内の保育園等を会場に「子どもが急病になったときの夜間急病施設の受診方法」、「急病時の対応」、「予防接種」等について、応急手当の手引「お子さんが急病になったとき」を教材に講義し、子どもの初期医療に関する周知啓発を図るとともに、二次救急病院の負担軽減を図っています。28年度は、8会場で実施しました。

20 災害医療

目的

大規模地震等の災害発生時に、防災・保健・医療・福祉に係る諸団体が効率的に連携を図りながら、迅速・円滑な医療救護活動が実施できるための体制の整備を図っています。

医療救護訓練

ア 松本市総合防災訓練の一環として、災害医療救護活動マニュアルに基づく訓練を実施し、マニュアルの実効性を高めるための検証を行っています。

イ 本部医務班の設置とともに、総合防災訓練会場内において、臨時医療救護所を1か所開設し、市民の参加を得て実践的な訓練を実施しています。

ウ トリアージを中心とした急性期の訓練に、災害弱者対策に重点が置かれる亜急性期の訓練を加えて実施します。

エ 3市5村の医療救護訓練を同日に実施し、松本広域災害医療コーディネートチームによる行政区域を超えた迅速な支援を行うための訓練を実施します。

大規模地震等の大型自然災害発生時における医療救護所設置場所一覧

	救護所設置場所	所在地 電話番号		救護所設置場所	所在地 電話番号
1	まつもと市民芸術館	深志 3-10-1 33-3800	13	菅野中学校	笹賀 3475 58-2056
2	清水中学校	清水 2-7-12 32-2078	14	筑摩野中学校	村井町北 2-11-1 58-2071
3	Mウイング	中央 1-18-1 32-1132	15	明善中学校	寿豊丘 812-1 86-0044
4	松本市小児科・内科 夜間急病センター	城西 2-5-22 38-0622	16	山辺中学校	里山辺 3326 32-0267
5	旭町中学校	旭 3-7-1 32-2048	17	今井小学校	今井 1616 59-2003
6	田川小学校	渚 1-5-34 26-1377	18	女鳥羽中学校	原 1085-2 46-0285
7	鎌田中学校	鎌田 2-3-56 25-1088	19	会田病院	会田 1535-1 64-2027
8	信明中学校	石芝 3-3-20 25-3848	20	安曇小・中学校	安曇 964 94-2234
9	ゆめひろば庄内	出川 1-5-9 24-1811	21	奈川文化センター 夢の森	奈川 3301 79-2304

	救護所設置場所	所在地 電話番号		救護所設置場所	所在地 電話番号
10	松島中学校	島内 3986 40-1367	22	梓川中学校	梓川梓 800-2 78-2024
11	中山小学校	中山 3517 58-5823	23	波田中学校	波田 10145-1 92-2034
12	高綱中学校	島立 4416 47-3929	各救護所には、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、事務職員が配置されます。		

21 松本地域出産・子育て安心ネットワーク

目的

安心・安全に出産ができる産科医療体制を確保するため、松本地域では、平成 20 年から松本保健福祉事務所、松本医療圏構成市村、医療団体及び医療機関が連携して、「松本地域出産・子育て安心ネットワーク協議会」を設立し、分娩従事医師の負担軽減を図る等の事業を実施しています。

事業内容

ア 分娩医療機関と健診協力医療機関の役割分担と連携体制の構築

イ 両医療機関で利用する共通診療ノートの作成及び配布

ウ 連携強化病院従事医師への研究奨励金の支給

エ 地域住民への広報活動

成果

ア 医療機関の役割分担の推進により、妊娠初期に分娩医療機関を利用する妊婦は減少し、分娩医療機関の医師等の負担軽減が図られています。

イ 平成 28 年度は、県地域発元気づくり支援金を活用し、地域住民の理解と協力を得るための公開講座の開催や人気アニメを活用した啓発パンフレットを作成しました。

ウ 安心して出産・子育てができる医療体制を推進していきます。

22 保健予防

予防接種の推進

ア 平成 25 年 4 月から「おたふくかぜ」ワクチンの費用の一部補助を実施しています。

イ 平成 26 年 4 月から「B型肝炎」ワクチン、10 月から「高齢者肺炎球菌」ワクチン（76 歳以上）の費用の一部補助を開始しました。

ウ 平成 26 年 10 月から「水痘」ワクチンと「高齢者肺炎球菌」ワクチン（65 歳以上 5 歳ごと）の接種事業を定期接種として実施しました。（水痘の費用の一部補助は廃止しました。）

エ 平成 28 年 10 月から「B型肝炎」ワクチンの接種事業を定期接種として実施しました。

献血推進事業(平成 28 年度実績)

ア 全血献血 8,979 人 (400ml 8,930 人、200ml 49 人)

イ 成分献血 10,848 人

ウ 合 計 19,827 人

三献運動の推進

ア 献血・献眼・献腎の三献思想の高揚を図り、市民の理解と協力を得て運動を一層推進するため、平成 9 年 3 月 13 日に「三献運動推進都市宣言」をしました。

イ 推進組織により、推進市民大会や街頭啓発活動など幅広い市民運動を展開しています。

ウ 臓器提供意思表示カード付きリーフレットや啓発用ポケットティッシュの配布をしています。

新型インフルエンザ等の対策について

新型インフルエンザ等対策マニュアルに基づく新型外来設置等、感染期医療体制の整備について三師会と協定を締結しました。今後は松本広域圏における予防接種の体制について、関係する 3 市 5 村及び松本保健所と協議するとともに、松本市新型インフルエンザ等対策委員会の意見を伺いながら検討します。

23 保健事業

第 2 期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本 21」の推進

ア 目的

第 2 期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本 21」は策定から 5 年が経過し、平成 28 年度に中間評価を行い、課題を明らかにし、平成 32 年度の最終年度に向け、施策を中心に計画の見直しを行いました。健康寿命の延伸を目指し、一次予防を重視した、市民一人ひとりの健康づくりを支援する施策を展開します。

イ 主要推進事業

(ア) がん検診 5 か年計画の推進

国の「がん検診推進事業」に基づき、ふしめ年齢該当者に子宮頸がん検診及び乳がんマンモグラフィ検診、更に市独自で 50 歳・60 歳のふしめ年齢の市民に肺がん C T 検診、40 歳の市民に大腸がん検診の無料クーポンを送付し、受診率向上に努めます。

子育て中の市民が受診しやすいように、検診時の託児サービスを実施します。

また、個別通知にて受診勧奨するとともに、年度途中で受診勧奨を行うなど、受診率向上に努めます。

(イ) 生活習慣病予防対策

a 食育の推進

平成 24 年度に策定した第 2 期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」に基づき「1 日 2 食は 3 皿運動」の推進や対象に合った情報提供と実践につながる支援など、各種事業を、各部局と連携しながら実施し、平成 30 年度からを計画期間とする第 3 期松本市食育推進計画を策定します。

b こどもの生活習慣改善事業

こどもの活動量の減少や食生活の実態を踏まえ、市内小中学校において保健指導プログラムを実施します。

c 働く世代の生活習慣病予防事業

働く世代の生活習慣病予防・こころの健康づくりを目的に、市内事業所等を対象に出前講座を実施します。

d 特定健康診査及び特定保健指導

国民健康保険加入者を対象に特定健康診査とその結果を踏まえた特定保健指導を、また、後期高齢者医療加入者を対象に後期高齢者健診を行います。特定健診の結果から、特定保健指導の対象者を選定し、生活習慣病の予防に重点をおいた、個別の保健指導を実施し、健康的な生活を送ることができるように支援します。

e 受動喫煙防止対策事業

受動喫煙防止対策「タバコと向き合う松本スタイル～あたり前の禁煙へ～」として、引き続き、次の4つの基本施策に取り組みます。

(a) 周知・啓発の推進

(b) 家庭や職場等での受動喫煙の防止

(c) 青少年へのたばこの害に関する教育の強化

(d) 禁煙へ導く各種体制の充実

(ウ) エイズ・HIV等性感染症予防啓発推進事業

エイズ・HIV等の性感染症予防対策として「エイズ・HIV等性感染症予防啓発推進協議会」を中心に、正しい知識の普及と啓発に取り組むとともに、協議会の「子どもの教育、施設受け入れ」専門部会において、性感染症予防啓発の個別課題について検討します。また、学校や地域における出前講座も開催し、「世界エイズデー」に合わせ、啓発用ティッシュ配布等の街頭キャンペーンを行い、一般の方等を対象に広く周知活動を実施します。

(I) 介護予防事業

介護予防地域支援事業の一部として、65歳以上の方を対象に、住民一人ひとりが介護予防に努め、介護予防活動へのきっかけを作ることを目的とした、地区の健康課題に合わせた講座を実施します。

(オ) 自殺予防対策事業

平成23年度に策定した「松本市自殺予防対策推進計画」に基づき、松本市自殺予防対策推進協議会を中心に予防対策を推進します。

さらに、自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」を中心に、市民の様々な相談に対応します。

(カ) 若いときからの認知症予防対策事業

若いときからの生活習慣の改善が将来の認知症予防に効果的であることを周知し、市民自らが進んで生活習慣の改善に取り組むきっかけづくりとして、平成21年度から、啓発事業を行っています。

(キ) 母子保健事業の推進

子どもを持ちたいと願う夫婦の経済的負担軽減のため、不妊治療及び不育症治療費の助成事業を実施しました。また、安心して出産、育児ができるよう、妊婦健診の助成、産後ケア事業、新生児訪問、乳幼児健診、育児学級、相談等を実施し、育児に不安を持つ親の支援をします。

平成28年9月から、母子保健コーディネーターを1名配置し、子ども部の子育てコンシェルジュと連携し、子ども・子育て安心ルームを開設しました。庁内外の関係機関と連携することにより、さらに切れ目のない支援の構築に努めます。

(ク) 身体活動維持向上事業

要介護の原因となる、転倒・骨折などを含めたロコモティブシンドロームの予防のため、40歳以上市民に対し、運動機能の評価を行う「体力健診」を実施し、ロコモ予防の意識を高めると共に、身近な地域での体力づくりを継続できる仕組みづくりとして、「体力づくりサポーター」を育成し、活動を支援します。

(ケ) 四肢筋力アップ検証事業

- a 福祉ひろばに設置されている室内四肢筋力アップ装置を用いた、四肢筋力アップ運動の有効性を周知します。
- b 四肢筋力アップ運動の効果や方法を体力づくりサポーターに伝達します。
- c 体力づくりサポーターを中心に、ふれあい健康教室において、体力測定を実施します。

保健センターの運営

市民の健康保持・増進を図るため、地域住民に密着した健康診査、健康教育、健康相談を行うとともに、住民の自主参加による保健活動の場として広く活用し、総合的な健康づくりの拠点としています。

平成 29 年度保健事業計画

種別		対象	実施内容	場所等	
母	両親学級 (ママとパパの教室)	妊婦とその夫 (またはパートナー)	妊娠中の健康管理、母性・父性の育成、調理実習、栄養指導、歯科指導、妊娠疑似体験、育児体験、松本市のサービス紹介	各保健センター	
	母子健康手帳交付	妊婦	妊娠届出者に、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を記録する母子健康手帳を交付同時に健康相談を実施。子育て応援プラン作成	健康づくり課 各保健センター	
	妊婦一般健康診査	妊婦	基本健診14回、血液検査、子宮頸がん検診等の追加検査5回と超音波検査4回を公費負担	医療機関、助産所	
	妊婦歯科検診	妊婦	問診、歯・歯肉の検査、検診結果の説明、ブラッシング指導	指定医療機関	
	妊産婦相談 家庭訪問	妊産婦	高年・若年・外国人・ハイリスク妊産婦に対する保健指導と育児支援	随時	
	受動喫煙防止啓発	妊婦	マタニティタグ配布	健康づくり課 各保健センター	
	新生児訪問	新生児と産婦	育児相談、身体測定、発達観察	第一子・低体重児全員及び希望者、病院連絡時	
	乳児一般健康診査	生後3～11か月	医師診察、身体計測、栄養指導等	委託医療機関	
	4か月児健診 10か月児健診	生後4か月 生後10か月	身体測定、医師の観察、発達観察、育児相談 栄養相談、歯科相談(10か月児) ブックスタート事業(10か月児)	各保健センター	
	1歳6か月児健診 3歳児健診	1歳6か月の翌月 満3歳の翌月	身体測定、医師の観察、発達観察、育児相談 栄養相談、歯科診察、歯科相談、視力検査 視力検査(3歳児)、尿検査(3歳児)、絵本の読み聞かせ(3歳児)	各保健センター	
	子	二次健診・相談・教室	あゆみクリニック	発育・発達上観察を要する児や育児に心配を持つ親に対して小児神経科医師、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等専門スタッフによる健診、相談等を実施	南部・中央・北部保健センター
			発達相談(すくすく相談)		南部・中央・西部保健センター
			心理相談(にこにこ相談)		各保健センター
		こころの相談	本人及び家族等	精神疾患を持つ子育て中の親や、産後うつ等が疑われる者及びその家族に対する、精神科医師による相談	南部保健センター
育児支援教室(どんぐり教室)		支援の必要な乳児とその親	タッチケア・身体計測・健康相談・栄養相談	各保健センター	
育児学級	離乳食教室(初期)	乳幼児の親	離乳食初期の基本と作り方、10倍がゆの試食、スプーンの使い方、児の発達について	各保健センター	
	離乳食教室(中期)		離乳食中期の基本と作り方、7倍がゆなどの試食、スプーンの使い方、口腔ケア、児の発達について	各保健センター	
	1歳児教室		児の発達、食生活、むし歯予防、親子体操	各保健センター	
	子育て出前講座		児の発達、食生活、むし歯予防、親子体操などの出前講座	市内つどいの広場等	
	多胎児交流会		乳幼児と親	多胎の妊婦、多胎児の保護者・子ども同士の交流、情報交換	地区公民館
母子	育児相談	乳幼児と親	育児に関する相談、身体測定、発達観察等	各保健センター	
	むし歯予防	乳幼児	1 歯科管理登録による健診・指導 2 保育園・幼稚園集団指導	歯科医師会館 保育園・幼稚園	
	不妊治療助成事業	不妊治療を受けた夫婦	不妊治療にかかった医療費の自己負担分に対して3分の2、30万円を上限として助成金を交付1年度内1回の申請 通算5回まで 県補助対象者に補完あり	健康づくり課 各保健センター	

種別		対象	実施内容	場所等	
母子	不育症治療助成事業	不育症治療を受けた夫婦	不育症治療にかかった医療費の自己負担分に対して3分の2、30万円を上限として助成金を交付 1治療につき1回の申請 通算5回まで	健康づくり課	
	育児ママヘルプサービス事業	育児協力のない等により育児が困難な母	助産師を家庭に派遣して育児相談等の育児支援を実施	申請者の家庭	
	産後ケア事業	家族等から育児支援が受けられない、育児不安が強い等支援が必要な母	産褥入院・産後デイケア利用料の8割（上限有）を市が負担 乳房管理、沐浴・授乳指導、母体の管理等	医療機関 助産所	
	母子保健コーディネーター配置事業	妊婦・産婦・乳幼児	庁内外関係機関との連携 子育て応援プラン作成 子どもプラザでの子育て相談 等	健康づくり課 こどもプラザ	
成人・高齢者	がん検診	肺がんCT検診	40歳以上（3年に1回）	CT撮影	各地区 医師会医療センター
		肺がん・結核検診	40歳以上	胸部X線撮影、希望者に喀痰細胞検査	各地区 医師会医療センター 指定医療機関
		胃がん検診	30歳以上	胃部X線撮影	各地区 医師会医療センター
		大腸がん検診	30歳以上	便潜血検査（2日法）	各地区 医師会医療センター 指定医療機関
		乳がん検診	30歳以上の女性	超音波撮影 ← 視触診（医療機関では+視触診）	各地区 医師会医療センター 指定医療機関
			40歳以上女性	マンモグラフィ（医療機関では+視触診）	
		子宮がん検診	20歳以上の女性（HPV検査は30歳以上希望者）	問診、内診、頸部（体部）細胞診（2年に1回） 希望者はHPV検査	各地区 指定医療機関
	前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液（PSA）検査	医師会医療センター 特定健診受診時実施	
	緑内障検診	40歳以上	眼圧検査、眼底検査、前房深度検査	指定医療機関	
	肝炎ウイルス健診	40歳 41歳以上で今までに1度も検査を受けたことのない方	血液検査（B型・C型肝炎ウイルス）	医師会医療センター 特定健診受診時実施	
	骨粗しょう症健診	30歳以上	超音波検査	医師会医療センター 指定医療機関 地区	
		40・45・50・55・60・65・70歳女性	X線検査又は超音波検査		
	胃がんリスク検診	40・45・50・55・60・65・70・75歳	血液検査（ペプシゲン、ヘリコバクター・ヒト抗体の測定）	特定健診受診時実施 医師会医療センター 指定医療機関	
	歯周疾患検診	30・40・50・60・70歳	問診、歯・歯肉の検査、検診結果の説明、ブラッシング指導	指定医療機関	
はたちのパノラマ健診	20歳	問診、歯・歯肉の検査、検診結果の説明、ブラッシング指導、パノラマレントゲン撮影、前歯部クリーニング	指定医療機関		
特定保健指導	特定健診受診者	特定健診結果によるメタボリックシンドローム予防に対する保健指導等	保健センター 対象者の家庭等		
訪問指導事業	生活習慣予防・介護予防・介護者支援・精神障害者・母子等の必要な人	家庭における療養、看護・栄養・リハビリ 歯科指導・育児相談支援及び家族への支援	対象者に応じて訪問		
健康教育	介護予防普及啓発事業	65歳以上高齢者及びその支援のための活動に関わるもの	介護予防に関する知識や情報の発信を行い、地域での介護予防の啓発 脳卒中及び認知症予防・運動機能向上・口腔機能改善・栄養改善・心の健康等、介護予防に関わるものの集団講話と集団実技	各地区 福祉ひろば等	
	働く世代の生活習慣病予防事業	市内事業所等就業者	食生活や運動を含めた生活習慣やこころの健康の保持増進のための出前講座	市内事業所等	
	食生活改善推進員養成教室	一般市民	自分の食生活を見直し地域へと広げる食生活改善推進員を養成する健康教室	保健センター等	

	種別	対象	実施内容	場所等
健康教育	食生活改善栄養指導教室	健康づくり推進員 一般市民	生活習慣病予防のための講話と調理実習 食生活改善推進員と一緒に実施	全地区
	禁煙相談	禁煙希望者	禁煙に必要な個別指導・支援	各保健センター
	こどもの生活習慣改善事業	乳幼児期から中学生までその保護者	こどもの体力向上や食習慣の改善等保健指導プログラムの実施	市内小中学校及び各地区
その他の保健指導事業	若いときからの認知症予防対策事業	20歳以上の、市民及び在勤者	認知症と関連の深い生活習慣病と健康習慣の定着化を図るため、認知症予防チャレンジプログラムを実施	全市、協賛企業
	身体活動維持向上事業	一般市民 (体力健診は概ね40歳以上)	ロコモティブシンドロームの周知啓発のため「体力健診」の実施 運動継続を支援する「体力づくりサポーター」の育成	各地区・町会公民館及び福祉ひろば等
	家庭訪問	一般市民	成人健診、乳幼児健診の事後指導、乳幼児の育児指導、高齢者及び精神の保健指導等	必要時訪問
	健康相談	一般市民	面接及び電話による健康相談 健康に関する事、育児、介護等の相談及び支援	各保健センター 各支所、出張所 福祉ひろば等
	まちかど健康相談	一般市民	健康、栄養、たばこ等に関する相談 生活習慣病及び認知症予防等の啓発、健康チェック測定の実施、健(検)診の受診勧奨	市内随所
	自殺予防専用相談 いのちのきずな松本	一般市民	自殺予防、こころの健康に関する相談	東庁舎 4階
	地域組織の育成	健康づくり推進員	自らの健康知識の向上と、地域住民の健康保持増進のために活動する健康づくり推進員の育成	全地区 保健センター
食生活改善推進員		生活習慣病予防、健康増進、食育推進のため地域で活動する食生活改善推進員の育成	全地区 保健センター	

24 地域福祉事業

地区福祉ひろば事業

ア 目的

高齢者をはじめとする市民が住み慣れた地域において、共に支え合う地域社会の実現に向け、住民参加による生きがい及び健康・福祉づくりの推進を目的としています。

イ 事業内容

- (ア) ふれあい健康教室 健康相談、地域の健康づくり・介護予防・仲間づくりの推進
- (イ) 町会福祉の支援 出張ふれあい健康教室による町会の場づくりの支援
- (ウ) 福祉づくり学習会 地域の福祉課題を検討するための場づくり
- (エ) ボランティア支援 配食サービスの実施、送迎ボランティア活動の推進等、活動の受け皿づくり
- (オ) サークル活動の支援 サークルの育成・支援など

ウ 施設整備

(ア) 整備方針

地区福祉ひろばを 35 地区に配置することとし、人口・高齢者人口がともに市内全地区平均の 2 倍以上の地区については、地区の状況を考慮しながら 2 館目の施設整備を検討します。

(イ) 整備状況

35 地区に地区福祉ひろばを配置し、本郷地区に 2 館目を整備しました。
合併 5 地区についても、既存の公共施設を活用して整備しました。

(ウ) 施設内容

総面積	教養娯楽室	事務室	トイレ・廊下	併設施設
135～155 m ²	100 m ²	約 20 m ²	15～35 m ²	公民館・デイサービスセンター等

エ 事業運営

- (ア) 運営組織 各地区福祉ひろば事業推進協議会
(委託料として 1 地区 53 万円～60 万円)
- (イ) 職員配置 地区推薦の職員を配置(地区福祉ひろばコーディネーター)
- (ウ) 事業支援 福祉計画課が地域づくりセンター、公民館、地域包括支援センター、健康づくり課等の協力を得ながら各地区事業を支援
地域づくりセンター設置に伴う地区福祉ひろばの体制強化のため、コーディネーターの職員嘱託化を平成 25 年度から 3 年計画で順次実施しました。

オ 事業効果及び課題

- (ア) 交流機会の拡大、生きがいつくり、閉じこもり・介護予防のための場づくりが進んでいます。
- (イ) 福祉は住民自らがつくるという意識が醸成されつつあり、福祉を切り口とした地域づくりが推進されています。
- (ウ) 一方で利用者の固定化や男性の地域の居場所づくりが課題となっています。

カ 福祉ひろば利用拡大事業

- (ア) (株)松本山雅との連携
「健康寿命延伸都市・松本」プロジェクト協定に基づき、松本山雅 F C 元気育成・健康増進プログラムを実施します。(地区福祉ひろば 12 か所)
- (イ) 退職後男性の生きがいつくり事業
男性の閉じこもり予防と地域の担い手化を目指し、地区福祉ひろばにおいて集団で発声方法と歌を練習し、家族に成果を披露する講座を設けます。
 - a 男性を対象とした発声のための筋トレを行う講座を設けます。
 - b 前年度修了者に対するフォロー講座を行うとともに、指導資格の取得を促し、自主活動の担い手づくりを進めます。

地域福祉計画推進事業

ア 目的

住み慣れた身近な地域で住民が共に支え合い、お互いさまの福祉づくり、地域づくりを進めるため、地区別地域福祉計画や、それを支援する市地域福祉計画の推進を図るものです。

イ 事業概要

平成 28 年度から 32 年度までを計画期間とする第 3 期計画を策定しました。

第 3 期計画は、松本市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定し、地域住民が主体となった地域福祉推進の取組みを、市と社会福祉協議会が支えていくことを目的としています。

また、地域における高齢者の介護予防と生活支援体制を構築するため、推進 3 地区(第二、岡田、四賀地区)での地域包括ケアシステム推進事業に取り組んでいます。

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

ア 目的

社会参加と健康度の関連性について研究している「日本老年学的評価研究(JAGES)」プロジェクトに参加し、高齢者の社会生活や健康状態などについてアンケート調査を行います。

日常生活や暮らし方が健康に与える影響について調査し、介護保険データとの関連性の分析、他自治体との比較や市内地区間の比較などを行い、本市の健康づくり・介護予防事業の評価・再構築のデータとして活用するものです。

イ 事業概要

65 歳以上で要介護認定を受けていない高齢者 7,000 人（35 地区×200 人）に対して健康状態、生活習慣、要介護リスク、社会関係等の質問を行い、地域づくりによる健康づくりの可能性について調査を行いました。

今後は、調査結果を分析、庁内関係課と課題を共有し、地区ごとの分析結果を周知するとともに、データの活用方法について検討します。

災害時要援護者支援プラン推進事業

ア 目的

災害時等に困難を抱えやすい高齢者や障害者等の要援護者を支援するため、災害時等要援護者登録制度により、日頃から地域での見守りや支援体制を確立するほか、当プランのマニュアル編の活用により、住民・事業所・行政が協働して災害時における要援護者の支援体制を構築するものです。

イ 事業概要

(ア) 全体プラン

要援護者登録制度の実施や要援護者情報の共有・提供体制の構築、福祉事業者との連携、福祉避難所運営体制の構築等、市全体のプランを推進します。

- a 平成 20 年度：災害時要援護者支援ガイドラインの策定
- b 平成 21 年度：災害時要援護者支援マニュアル（地域住民、事業所、行政）の作成
災害時要援護者登録制度 登録開始
- c 平成 22 年度：災害時要援護者支援プランの周知、研修及び訓練
- d 平成 23 年度：福祉事業者と福祉避難所開設について協議
- e 平成 24 年度：市内 6 施設と福祉避難所協定を締結
- f 平成 25 年度：災害時要援護者の登録推進
～26 年度 市内外 21 施設と福祉避難所協定を締結
- g 平成 28 年度：災害時における福祉用具等物資の供給等に関する協定の締結

(イ) 個別プラン

a 災害時等要援護者登録制度

要援護者情報を市に登録し、その情報を地域に提供することで、日常からの助け合い体制と、それを通じた災害時における支援体制を地域において構築します。

- (a) 平成 21 年 4 月から登録開始
- (b) 平成 29 年 4 月 1 日現在：登録件数 9,462 件

b 避難行動要支援者名簿の作成

災害対策基本法の改正により、災害時のみに提供される避難行動要支援者名簿を作成します。（重度障害者、要介護度 3 以上の高齢者、75 歳以上の単身世帯を登載）

25 民生委員・児童委員

役割

ア 民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めます（民生委員法第1条）。

イ 民生委員は、児童委員に充てられたものとされます（児童福祉法第16条）。

ウ 主任児童委員は、児童委員のうちから厚生労働大臣が指名します（同条）。

定数

537人（主任児童委員 48人を含む。）

任期

3年（平成28年12月1日～平成31年11月30日）

26 市民歩こう運動

目的

「健康寿命延伸都市・松本」の実現に向け、市民一人ひとりが歩くことによる健康づくりに取り組むためのきっかけを提供し、歩きの普及、定着を図るものです。

事業内容

ア 啓発活動

(ア) 「市民歩こう運動」推進強化月間における各種啓発事業の実施

(イ) 広報まつもと等を使ったPR

(ウ) ロゴマークを活用し、「歩き」の有効性を周知することによる意識啓発

イ 「歩き」のきっかけづくりと継続のための事業

(ア) ウォーキング記録カードの配布と実践者への記念品の贈呈

(イ) 市民歩こう運動振興業務委託による各地区でのウォーキングマップの活用

(ウ) 松本大学との連携によるウォーキング講座の開催（地区単位）

ウ 若い世代に向けた「歩き」を促進する事業

(ア) 子ども用市民歩こう運動記録カードの活用

(イ) 親子を対象としたウォーキングイベントの開催

(ウ) 市内各企業に向けた「歩き」を取り入れた事業の提案と発信

27 社会福祉協議会

組 織 全市民の世帯を会員として、35支会（地区）489分会（町会）で構成した地域福祉・在宅福祉を総合的に進める民間の福祉団体です。

目 的 市民の誰もが安全・安心で生きいきと暮らすことのできる福祉のまちづくりの実現をめざし、地域の福祉課題解決に計画的・組織的に取り組み、地域福祉の向上を図ることを目的としています。

会 費 世帯会費 300円、施設・団体会費 2,000円、特別会費 1口 1,000円、
（年額） 賛助会費（法人）1口 10,000円以上

29年度予算 3,140,327千円

各課の事業概要

< 総務課 >

法人運営事業

- ア 効率的な組織運営
- イ 法令順守の推進
- ウ 持続可能な財政運営
- エ 総合的な人事管理

児童センター運営事業

- ア 児童センター（18館）・放課後児童クラブ（2館）の管理運営
- イ 児童館・放課後児童クラブ事業の実施

< 地域福祉課 >

- ア 地域福祉事業
- イ ボランティアセンター事業
- ウ 生活支援事業
- エ 有償ホームヘルプサービス事業
- オ 社協キャラクターの活用
- カ 福祉団体の活動支援

< 在宅福祉課 >

- ア 介護保険関連事業
- イ 障害者総合支援法関連事業
- ウ 受託事業

< 施設障害福祉課 >

- ア 障害者就労継続支援B型事業所5施設、障害者共同生活援助事業所（グループホーム）1施設、心身障害児通園施設しいのみ学園の管理運営
- イ 心身障害者福祉センターの管理運営
- ウ 総合社会福祉センターの管理運営

< 西部地区センター >

- 地域福祉事業
- 介護保険関連事業

< 四賀地区センター >

- 地域福祉事業
- 介護保険関連福祉事業

< 北部地区センター >

- 地域福祉事業
- 介護保険関連事業

< 成年後見支援センターかけはし >

- 権利擁護・成年後見に関する相談支援事業